

## 料金メニュー表

【 中国電力エリア 】

日産トレーディング株式会社

2025年10月1日実施

## 目次

1. 実施期日
2. 定義
3. 電気料金メニュー
4. 再エネ・スイッチ A
5. 再エネ・スイッチ B
6. 本料金メニュー表の変更および廃止
7. その他

別表 1. 契約容量の算定方法

この料金メニュー表【中国電力エリア】(以下「本料金メニュー表」といいます。)は、当社の日産でんき約款(低压)【中国電力エリア】(以下「日産でんき約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 実施期日

本料金メニュー表は、2025年10月1日より適用します。

## 2. 定義

日産でんき約款に定義される言葉は、本料金メニュー表においても同様の意味で使用します。

## 3. 電気料金メニュー

本料金メニュー表に定める電気料金メニューは、「再エネ・スイッチA」および「再エネ・スイッチB」とし、当該各電気料金メニューの料金その他の供給条件は、4(再エネ・スイッチA)および5(再エネ・スイッチB)のとおりとします。

## 4. 再エネ・スイッチA

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さままで、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

### (2) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。なお、当社または一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

### (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送約款の定めるところによるものといたします。

### (4) 料金

- ① 料金は、最低料金、電力量料金、日産でんき約款別表2(燃料費等調整)(2)によって算定された燃料費等調整額および日産でんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可

能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- ② 1月当たりの最低料金および1kWh当たりの電力量料金は、次のとおりといたします。

| 料金区分  | 電力量区分              | 単位   | 料金(税込)  |
|-------|--------------------|------|---------|
| 最低料金  | 最初の15kWhまで         | 1契約  | 759円68銭 |
| 電力量料金 | 15kWhを超える120kWhまで  | 1kWh | 32円75銭  |
|       | 120kWhを超える300kWhまで | 1kWh | 39円43銭  |
|       | 300kWhの超過分         | 1kWh | 41円55銭  |

(5) 非化石証書の使用による環境価値

- ① 再エネ・スイッチAは、当社がお客さまに供給する火力等により発電された電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に、再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとするとする電気料金メニューです。
- ② 当社は、前年度の非化石証書の使用状況の実績値を、当社ホームページへの掲載などの方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ③ 実際の使用電力量、非化石証書の調達状況、災害等不可抗力その他の事由により、お客さまに供給する電気に使用する再生可能エネルギー指定の非化石証書が不足する場合がありますが、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 5. 再エネ・スイッチB

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満のお客さまに適用いたします。

(2) 契約容量

- ① 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。
- ② 当社が①により契約容量を定めることが適切でないと認める場合には、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最

大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって契約容量を定めることができるものとします。

- ③ お客さまの電気の使用実態に応じ、①または②で定めた契約容量が不適当と当社が認める場合は、当社は、お客さまと協議の上、契約容量を変更することができるものとします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送約款の定めるところによるものといたします。

(4) 料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、日産でんき約款別表2（燃料費等調整）(2)によって算定された燃料費調整額および日産でんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ② 1月当たりの基本料金および1kWh当たりの電力量料金は、次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 料金区分  | 契約容量・電力量区分         | 単位   | 料金(税込)  |
|-------|--------------------|------|---------|
| 基本料金  | 6kVA以上             | 1kVA | 447円97銭 |
| 電力量料金 | 最初の120kWhまで        | 1kWh | 30円06銭  |
|       | 120kWhを超える300kWhまで | 1kWh | 36円15銭  |
|       | 300kWhの超過分         | 1kWh | 38円02銭  |

(5) 非化石証書の使用による環境価値

- ① 再エネ・スイッチBは、当社がお客さまに供給する火力等により発電された電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に、再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとするとする電気料金メニューです。
- ② 当社は、前年度の非化石証書の使用状況の実績値を、当社ホームページへの掲載などの方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ③ 実際の使用電力量、非化石証書の調達状況、災害等不可抗力その他の事由により、お客さまに供給する電気に使用する再生可能エネルギー指定の非化石証書が不足する場合がありますが、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 6. 本料金メニュー表の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金メニュー表を変更する場合には、日産でんき約款4（本約款

等の変更等)に準じます。

- (2) 当社は、本料金メニュー表を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本料金メニュー表の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、日産でんき約款4(本約款等の変更等)(2)および(3)に準じます。

#### 7. その他

本料金メニュー表に定めのない事項については、日産でんき約款に定めるところによります。

## 別表

### 1. 契約容量の算定方法

5 (再エネ・スイッチB) (2)の契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(A) × 電圧(V) ×  $\frac{1}{1000}$

なお、交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(A) × 電圧(V) × 1.732 ×  $\frac{1}{1000}$